

非常制動装置試験

1. 総則

非常制動装置試験の実施にあたっては、本規定によるものとする。

2. 試験条件

2.1 試験自動車は積車状態とする。試験路は平坦かつ水平な直線乾燥舗装路とし、測定は風速が 5m/s 以下のときに行う。

2.2 試験自動車の制動装置は、正規に調整され、適切な慣らしを行った状態であり、かつ異常な熱履歴、水漏れ等の影響を受けていない状態とする。

2.3 試験は、常用ブレーキの油圧系又は空気圧系（サーボ系を除く。）の1つ（2つ以上の車輪への共用部分を除く。）が完全に失陥した状態を設定又は想定して行う。

この場合、試験は制動効果の最も大きい系の失陥した状態について、最も有効な手段と考えられる非常ブレーキ系を使用して行うことを原則とする。

2.4 制動操作は、手動式又は足動式による単独操作系の使用に限定する。

3. 試験方法

3.1 制動初速度は、制動操作を行う直前の校正された速度計の読みとし、指定値の±5%以内とする。

3.2 試験は、次表に規定する車両区分ごとに指定された制動初速度で、3.3又は3.4に示す方法により非常ブレーキ系を操作して試験自動車を停止させる。

なお、試験自動車の変速位置は、制動初速度において通常使用する変速段又はレンジとし、制動中はクラッチを接続した状態とする。

また、補助制動装置を備えるものにあつては、これを併用してもよい。

車 両 区 分	制動初速度 (km/h)
・最高速度が 110km/h を超える乗用車	80
・最高速度が 90km/h を超え 110km/h 以下の乗用車	65
・最高速度が 100km/h を超えるトラック・バス	60
・最高速度が 80km/h を超え 100km/h 以下のトラック・バス	50
・最高速度が 80km/h 以下のトラック・バス	最高速度×0.5

3.3 操作力によって制動減速度の制御が可能な装置にあつては、一定操作力又は一定制動減速度による制動を、操作力又は制動減速度を4段階以上分けてそれぞれについて行い、操作力及びこれに対応した制動減速度の測定を行う。この場合、制動輪が最大能力に達するまで行うこと。

3.4 3.3において、同一操作系による場合は、制動操作を繰り返して行ってよい。

3.5 操作力によって制動減速度の制御が困難又は不可能な装置にあつては、当該制動装置が有する固有の出力による制動を2回以上繰り返し、制動減速度の測定を行う。

3.6 相関関係が明確であれば、ブレーキペダル踏力に代え、油圧又は空気圧（以下「ブレー

キ作動圧力」という。)を用いてもよい。この場合、事前にブレーキペダル踏力とブレーキ作動圧力の関係を測定すること。

- 3.7 各制動ごとにブレーキペダル踏力又はブレーキ作動圧力及び制動減速度の初期値、中期値及び終期値を読み取る。この場合、読取りは試験自動車の速度が10km/h以上において行うこと。

4. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、付表の様式に記入する。

- 4.1 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。
- 4.2 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。
- 4.3 初期値、中期値及び終期値の平均を計算し、平均値として記録する。

付表

非常制動装置の試験記録及び成績

試験期日	
試験場所	
試験担当者	

1. 試験自動車

車名・型式(類別)	
車台番号	
制動装置形式	
制動力制御装置形式	
制動倍力装置形式(倍率)	
失陥条件又は失陥系統	
最高速度 (km/h)	

2. 重量条件等

	前軸	後軸	合計
車両総重量(諸元値) W (kg)			
車両総重量(実測値) (kg)			
タイヤサイズ(呼び)			
タイヤ空気圧諸元値 (kPa)			
車両重量(諸元値) W_1 (kg)			
回転部分相当重量 W_r (kg)			

3. 試験条件

天候	
気温 (°C)	
試験路面	

4. 試験機器

重量計	
制動力測定装置	

5. 試験記録

別紙参照

6. 備考

別紙

(1) 試験成績

指定制動初速度 (km/h)	
-------------------	--

試験回数	制動 初速度 (km/h)	操作力 (N) 又は 作動圧力 (MPa)				制動減速度 (m/s ²)			
		初期値	中期値	終期値	平均値	初期値	中期値	終期値	平均値
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									

